

魚津市告示第74号

魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第56号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興会 市内13地区(大町、村木、下中島、上中島、松倉、上野方、本江、片貝、加積、道下、経田、天神及び西布施地区をいう。) <u>ごとに組織される魚津市自治基本条例(平成23年魚津市条例第16号)第25条第1項第3号に掲げる活動団体をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 市長は、地域振興会が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条-第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>別表第1(第2条関係) 【別記1】</p> <p>別表第2(第3条関係) 【別記2】</p> <p>様式第1号(第5条関係) 【別記3】</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号(第6条関係) 【別記4】</p> <p>様式第4号(第8条関係) 【別記5】</p> <p>様式第5号 (略)</p> <p>様式第6号(第9条関係) 【別記6】</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興会 市内13地区(大町、村木、下中島、上中島、松倉、上野方、本江、片貝、加積、道下、経田、天神及び西布施地区をいう。) <u>を単位として、自治会又は町内会、女性の会、社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会等で構成されたコミュニティ機能を有する活動団体をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 市長は、地域振興会が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p><u>2 補助金の交付は、同一年度につき1団体1回限りとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第4条-第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>別表第1(第2条関係) 【別記1】</p> <p>別表第2(第3条関係) 【別記2】</p> <p>様式第1号(第5条関係) 【別記3】</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号(第6条関係) 【別記4】</p> <p>様式第4号(第8条関係) 【別記5】</p> <p>様式第5号 (略)</p> <p>様式第6号(第9条関係) 【別記6】</p>

【別記1】

改正後

別表第1（第2条関係）

空家等対策地域活動

（空家の発生抑制を期待できるものに限る。）

講習会、講演会等の開催

チラシ、ポスター等の制作と配布

地域の空家マップの制作と配布

地域の空家対策の取組検討会やワークショップの開催

ホームページ作成

アンケート調査

その他市長が適当と認めるもの

別表第1（第2条関係）

空家等対策地域活動

（空家の発生抑制を期待できるものに限る）

講習会・講演会等の開催

チラシ・ポスターの制作と配布

地域の空家マップの制作と配布

地域の空家対策の取組検討会やワークショップの開催

ホームページ作成

アンケート調査

その他市長が適当と認めるもの

## 【別記2】

改正後

別表第2（第3条関係）

項目	内容
謝礼金	講師、コーディネーター等への謝礼
賃金	事業執行に直接必要な補助員等への賃金等
交通費	講師、コーディネーター等が調査のため、又は会議への出席のために必要とする普通旅費等
打合せ経費	会議用お茶代、講師又はコーディネーター等の食事代
消耗品購入費	事務用品、コピー用紙、事業に直接必要な地図（データを含む。）等の購入費
印刷経費	チラシ、ポスター等印刷製本代、コピー代又は写真現像代
役務費	切手代、振込手数料等
委託費	ホームページ作成又はアンケート調査に係る委託料
借上料	会場の使用料

別表第2（第3条関係）

項目	内容
謝礼金	講師・コーディネーター等への謝礼
賃金	事業執行に直接必要な補助員等への賃金等
交通費	講師・コーディネーター等が調査や会議への出席のために必要な普通旅費等
打合せ経費	会議用お茶代、講師・コーディネーター等の食事代
消耗品購入費	事務用品・コピー用紙・事業に直接必要な地図（データを含む）等の購入費
印刷経費	チラシ・ポスター等印刷製本代、コピー代、写真現像代
役務費	切手代、振込手数料等
委託費	ホームページ・ポスター等の作成委託料
借上料	会場の使用料

【別記3】

改正後

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地  
団体名  
代表者 職 氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書

地域振興会で空家等対策地域活動事業を実施したいので、魚津市空家等対策地域活動事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 活動計画書

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所  
団体名  
代表者 職 氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書

地域振興会で空家等対策地域活動事業を実施したいので、魚津市空家等対策地域活動事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1 活動計画書



【別記4】

改正後

様式第3号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

申請者名

代表者住所

代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付（不交付）  
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金については、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

印

1 交付の可否

交付します。

（交付しません。）

2 交付決定額 金 円

（交付しない理由）

【別記4】

改正前

様式第3号（第6条関係）  
魚津市指令 第 号

申請者名  
代表者住所  
代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付（不交付）  
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金については、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。  
（交付しません。）

2 交付決定額 金 円  
（交付しない理由）

【別記5】

改正後

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市空家等対策地域活動事業補助金の交付決定の通知があった魚津市空家等対策地域活動事業補助金について、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績について次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

1 活動報告書

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市空家等対策地域活動事業補助金の交付決定の通知があった魚津市空家等対策地域活動事業補助金について、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績について次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

1 活動報告書

【別記6】

改正後

様式第6号（第9条関係）

魚津市指令 第 号

申請者名

代表者住所

代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金については、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第9条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長

印

【別記6】

改正前

様式第6号（第9条関係）

魚津市指令 第 号

申請者名

代表者住所

代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金については、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第9条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長

附 則

この告示は、公表の日から施行する。